## 古代インドのバラモン

## 生活の理想と現實

## 山 崎 元

北魏の地方官について 州刺史の等級を中心に

窪 添 慶 文

バラモンは、正統派思想の擔い手として、インドの傳統的身分秩序 することなど――で家族を養うことが認められた。「窮迫時の法」 非合法とされるさまざまな生活手段――下位ヴァルナの職業に從事 バラモンのもつこのような柔軟性を最もよく示すものに「窮迫時の 混成宗教ヒンドゥー教は、こうした過程で形成されたといえよう。 理想と相反する妥協さえも辭さぬ臨機應變ぶりを示したのである。 彼らはバラモン至上主義の理想を掲げつつ、現實においては、その ことができたのは、この集團のもつ柔軟性に負うところが大きい。 ものではなく、非正統派宗教の興起や外民族の侵入などによる危機 の最高位を維持してきた。この閒、彼らの地位は必ずしも安定した ダ時代(前一○○○─前六○○年頃)のことである。それ以後、 バラモンを第一とする四ヴァルナ制度が成立したのは、後期ヴェ (āpad-dharma)」がある。この法のもとでバラモンは、本來は しばしばさらされてきた。バラモンがこうした危機を乗り切る にもほとんど矛盾が生じない。

を中州と考えると、この區別は各刺史の帶びる將軍號の上下關係と いった相違がある。そこで前者を上州、後者を下州、それ以外の州 が多い州、正四品上以下の官からの就任のみが記錄されている州と 討すると、正三品以上の官職から就任し正三品以上の官職に遷る者 に該當するのかは明らかでない。刺史任官者の就任前後の官職を檢 品、正四品下であった。ただし、各州の刺史が上、中、下のいずれ ほぼ對應しており、また、複數の州の刺史となった場合の前後關係 北魏の刺史は宣武帝以降三等に分けられ、それぞれ正三品、

軍事力が大きな影響を與えていたことを示すであろう。 州はいずれももと鎭が置かれ、州となっても鎭が併置されていた。 は確實である。このうち上州と思われるものは宣武帝以後の上州を あるが、同様の作業を行うと、少なくとも上下の相違があったこと このことは孝文帝の改革までは州の地位、州刺史の等級の決定にも ほぼ網羅しているが、そのほかに中州をも三州含んでいる。この三 孝文帝末までの刺史については、幾等に分かれていたかも不明で

される「窮迫時の法」を紹介する。

頃成立)、後期ヒンドゥー法典(一〇〇―四〇〇年頃成立)に見出 六○○―前三○○年頃成立)、『マヌ法典』(前二○○―後二○○年 してゆくための有效な理論であった。本發表では、「律法經」(前

ヴァルナの秩序――バラモンの理想とする身分秩序――を維持 ヴァルナ制度の理想と、現實の雜多な生活との間の矛盾を解決